

個人情報に記載した書類の誤送付について

このたび、当センターにおいて、個人情報に記載された診療情報提供書（以下「書類」という。）をかかりつけクリニックXに送付すべきところ、誤って同じ名称のクリニックYに送付するという事案が発生しました。このような事態を招きましたこととお詫び申し上げますとともに、再発防止に取り組んでまいります。

1 書類に記載されていた個人情報

患者の氏名、性別、生年月日、住所、電話番号、患者ID、診療内容、検査結果等

2 事案の経過

○令和5年12月12日（火）

担当医師が、患者の書類をかかりつけクリニックXあてに送付すべきところ、誤って同じ名称のクリニックYに郵送した。

○12月15日（金）

正午頃

クリニックYから、通院歴のない患者の書類が届いている、と担当診療科へ電話があり、誤送付が発覚。（書類は、クリニックYによりシュレッダーで破棄済み。）

午後5時50分頃

医師が、患者に架電、経緯を説明し謝罪。

3 誤送付の原因

患者かかりつけクリニックの住所確認を怠ったため。

4 再発防止策

医師に対し、診療情報提供書等個人情報書類を作成の際は、患者かかりつけクリニックの名称のみならず、住所の確認を徹底することを厳重注意した。

センター職員に対し、本事案を共有するとともに、個人情報の取り扱いについて再度、注意喚起を行う。

また、患者本人への確認も徹底するよう改めて指導する。